

60

# 環 境 影 韻 評 価 書

臨 海 副 都 心 青 海 地 区 建 立 事 業

平成 2 年 5 月

東 京 都

## 第1章 総括

### 1-1 事業者の氏名及び住所

名称：東京都

代表者：東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

### 1-2 対象事業の名称

名称：臨海副都心青海地区埋立事業

種類：埋立て

### 1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、臨海副都心開発事業化計画に基づいて、臨海副都心の一体的な都市づくりに必要な用地として、江東区青海地先の水路部・船だまり部に埋立地を造成するものである。

計画の概要は表-1.3.1に示すとおりである。

表-1.3.1 計画の概要

位 置		東京都江東区青海一丁目地先
規 模	埋立面積	28.9ha
	埋立土量	1,639,000m <sup>3</sup>
工 事 期 間	護岸延長 水路部： 150.0m 船だまり部： 882.1m	
平成2年度～4年度		

#### 1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の計画内容を考慮し、事業区域周辺の地域の概況を把握することにより選定した予測・評価項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は表-1.4.1に示すとおりである。

表-1.4.1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 大気汚染	工事の施行中における作業船と建設機械の稼動に伴って発生する二酸化いおう ( $SO_2$ ) 及び二酸化窒素 ( $NO_2$ ) の将来環境濃度に対する付加率は小さく、影響は少ないと考えられる。
2. 騒音	工事の施行中における作業船と建設機械の稼動に伴って発生する騒音については、騒音規制法に基づく特定建設作業の規制に関する基準値及び東京都公害防止条例に基づく指定建設作業の勧告基準値を下回っており、影響は少ないと考えられる。
3. 振動	工事の施行中における作業船と建設機械の稼動に伴って発生する振動については、振動規制法に基づく特定建設作業の規制に関する基準値を下回っており、影響は少ないと考えられる。
4. 水質汚濁	工事の施行中における浮遊物質量 (SS) 濃度は施工区域境界で評価の指標を満足しており、影響は少ないと考えられる。 また、埋立地の出現に伴う流況及び化学的酸素要求量 (COD) 濃度の変化の程度は小さく、影響は少ないと考えられる。
5. 水生生物	工事の施工中における水質の変化の程度は小さく、また、工事の完了後における流況及び水質の変化の程度が小さいことから、水生生物への影響は少ないと考えられる。

### 1-5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表-1.5に示すとおりである。

表-1.5 修正した箇所及び修正内容

修 正 箇 所	修 正 事 項	修 正 内 容 及 び 修 正 理 由
1. 対象事業の目的 及び内容	工事計画	高潮防護施設の工法変更のため、護岸背後の埋土内に防潮壁を施工することとなり、護岸標準断面図、主要工種の施工方法に防潮壁工を追加した。 また、これに伴い工事数量、資材搬入計画及び施工機械等の稼働台数の一部を修正した。
2. 地域の概況	大気汚染	港区、江東区、品川区の測定室（局）の測定結果を追加記入した。